

南アルプスハーモニープラン推進会議 SNS 運用ガイドライン

1 SNSとは

Facebook、Twitter、Line、Instagramなどインターネット上のサービスを利用して、情報発信、あるいは相互に情報のやりとりを行うことができる情報の伝達媒体をいう。

2 目的

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を広報媒体として利用し、市の男女共同参画推進事業のための情報発信を広く伝えるため、その運用に関する具体的な手順やルールをこのガイドラインで定める。

3 適用範囲

このガイドラインは、南アルプスハーモニープラン推進会議公式SNSを運用するすべての者に適用する。

4 運用するSNS（ソーシャルメディア）の種類

Facebook

5 Facebookページ

Facebookページは南アルプスハーモニープラン推進会議公式のものを一つ設置し、その管理は市民活動支援課が行う。

4 投稿

- (1) 投稿者は、市民活動支援課の他、市民活動支援課長が必要と認める課(室)の職員とする。
- (2) 投稿内容は、原則として「南アルプス市男女共同参画推進事業」に関連する情報、公式アカウントの確認が取れる国または地方公共団体の運用するアカウントが発信する男女共同参画推進事業またはその関連情報とする。
- (3) シェア、コメント及び「いいね！」ボタンは、公式アカウントの確認がとれる国または地方公共団体、市男女共同参画推進事業に係るものの運用するアカウントについては、行うものとする。
- (4) 本アカウントに対する投稿やコメントに対して原則として返信はしません。但し、公式アカウントの確認が取れる国または地方公共団体の運用するアカウントに対してはその限りではない。

5 フォロー

- (1) 本アカウントは、必要に応じて他アカウントのフォローを行うものとする。
- (2) フォローを受けた場合は、原則として拒否（ブロック）しないものとする。但し、Facebook運用に対して明らかな妨害または妨害と判断できる場合、または悪質なスパムと判断できる場合はこの限りでない。

6 乗っ取り・成りすましへの対応

アカウントの乗っ取りや成りすましを発見した場合は、速やかにFacebookサポートに連絡し対応を要請するとともに、市公式ホームページでアカウントを明記したうえで注意を促すものとする。

7 遵守事項

このガイドラインのほか、南アルプス市ソーシャルメディアの運用基本に関するガイドライン、南アルプスハーモニープラン推進会議Facebook利用規約、関連法令、関連条例を遵守すること。

8 停止または削除

Facebookの運用が困難と判断される場合には、市公式ホームページに明記したうえで速やかにFacebookを停止、またはアカウントを削除するものとする。

9 その他

- (1) 投稿内容に関しては、投稿した職員の所属する課(室)がその責を追うものとする。
- (2) 遵守事項に違反する行為を行った場合、違反を行った者に対して一定期間Facebookを運用することを禁止することができる。
- (3) このガイドラインに定めがない事項については、市民活動支援課が適切な判断を行うものとする。